

Q&A よくあるご質問

Q1.協力金が受け取れる対象は？

- A1.①県の使用停止等を要請している施設を運営している中小企業及び個人事業主で全面的に休業要請等に協力を行った方となります。
- ②茂原市内の保健所の許可を受けた店舗のある飲食店を運営する中小企業及び個人事業主で、19時以降の酒類の提供を控える、休業や営業時間の短縮など「3密」を避けるための感染防止対策などの協力を行った方となります。

Q2.本社は市外ですが、茂原市内に店舗があります。協力金の対象となりますか？

- A2.市内に許可のある店舗（営業所）があれば対象となります。

Q3.飲食店の場合、どのような場合に対象となりますか？

- A3.酒類を提供する飲食店の場合、19時以降酒類を提供しない必要がありますが、その他、休業、通常より営業時間を短縮する、感染症防止対策（利用者の入場制限、店内におけるレイアウト変更による間隔確保、2か所以上の窓を開けた換気の確保、店舗営業からテイクアウトの形態変更等）の場合も対象となります。

Q4.飲食店等の定義は？

- A4. 食品営業許可があり、各種料理品をその場所で飲食させる事業所を指します。（飲食店営業及び喫茶店営業）

Q5.営業時間が19時までの店舗の場合、対象となりますか？

- A5.A3の感染症防止対策を取られた場合、対象となります。

Q6.飲食店がテイクアウトを始めた場合、対象となりますか？

- A6.19時以降の酒類の提供を行わず、感染症防止対策をとった場合、対象となります。

Q7.開店したばかりでまだ営業期間が短いですが、対象となりますか？

- A7.4月14日(火)以前に営業していたことが、提出された書類で確認できた場合は対象となります。

Q8.ショッピングモール等商業施設に入居している場合は、対象となりますか？

A8.休業や営業時間の短縮、感染症防止対策が取られた場合は対象となります。

Q9.4月14日から5月6日までの23日間全ての期間において、休業していないと協力金は支給されませんか？

A9.A1の①の施設に関しては、原則全ての期間休業にご協力いただいた場合、対象となります。②の施設に関しては、4月18日から19時以降酒類の提供を控えていただく必要があります。酒類を提供しない場合は、休業、営業時間を短縮する、感染症防止対策にご協力いただいた場合などであれば、対象となります。

(千葉県により適切な感染症防止対策を講じたうえで事業を継続するよう求められているため。)

ただし、書類等による休業等の確認期間としては4月22日から5月6日までとします。

Q10.県の施使用停止要請となる施設を運営していますが、小規模で床面積が1,000㎡以下です。自主的に休業した場合、支給対象となりますか？

A10.支給対象となります。

Q11.中小企業及び個人事業主とは？

A11.中小企業基本法に規定する会社又は個人を指します。

業種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数
製造業 等	3億円以下	300人以下
卸売業 等	1億円以下	100人以下
サービス業 等	5,000万円以下	100人以下
小売業 等	5,000万円以下	50人以下

Q12.課税対象となりますか？

A12.税務署にお問い合わせください。

※申請方法等、詳細については今後茂原市ウェブサイトでお知らせします。